

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社はFSC-COC規格(FSC-STD-40-004-V3-1)で示される中核的労働要求事項を尊重し森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022年7月4日制定
株式会社 impact connect
代表取締役社長 赤田卓也